

仮想インターネット閲覧システム賃貸借（長期継続契約）仕様書

1. 総則

- (1) 明石市契約規則、賃貸借契約書及び仕様書に基づき、明石市の指示に従い本業務を実施すること。

2. 概要

総務省通知に基づいたセキュリティ強靱化対策を実施するため、LGWAN 接続系ネットワークからのインターネット閲覧、ファイル取得を、安全に実現するためのシステム（以下、仮想インターネット閲覧システム）の構築を行うものである。

実現方法としては、サーバが Web ブラウジングを行い、LGWAN 接続系端末はサーバ画面を表示する仮想ブラウザ形式とする。

また、仮想ブラウジング画面から、インターネット上もしくはインターネット接続系ネットワーク上にあるファイルを無害化し、安全に LGWAN 接続系端末に取り込む機能を有することとする。無害化の方法として、ファイルの実行領域を潰し込むことでファイルにおけるプログラム実行そのものを抑止する。サンドボックス型のファイルの評価とは異なり、そもそものリスク排除のコンセプトで、完全なるファイルの安全な受け渡しを実現する。

3. 内容

- (1) 仮想インターネット閲覧システムのハードウェア（UPS 及びバックアップデータ保存先機器含む）導入・設定・試験・保守
- (2) 仮想インターネット閲覧システムに関するライセンス、ソフトウェア一式の導入・設定・試験
- (3) LGWAN 接続系端末から同システムに接続する際に必要となる配布用ツール作成
- (4) 上記に関する既存ネットワークへの接続設計、接続作業・負荷試験・運用試験一式
- (5) 完成図書の作成
- (6) ユーザ用、管理者用の手順書の作成
- (7) その他、構築上必要な作業は協議のうえ実施の可否を決めるものとする
- (8) ネットワーク回線敷設作業及び通信切断が発生する作業については、本市と協議の上、市役所業務時間外に行うこと

4. 賃貸借期間

2023 年（令和 5 年）3 月 1 日 ～ 2030 年（令和 12 年）年 2 月 28 日

本賃貸借契約は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として契約期間を 7 年とする。ただし、契約締結の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削除された場合又は年間予定賃貸借料未滿に減額された場合は、本賃貸借契約を解除する。

5. 納入場所

明石市役所（明石市中崎 1 丁目 5 - 1）

6. 法令等の遵守

本賃貸借物件の納入及び保守に当たり、法律及びその他の関係法令、条例、規則等、並びに明石

市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

7. 契約の締結後

本賃貸借契約に関する事前準備を開始するにあたり、明石市と協議の上、承諾を得ること。

8. 協議

協議を必要とする場合には、予め調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。

9. 納品物及び仕様

下記の納品物を仕様に従い、明石市に納品すること。詳細は、別紙『機能仕様書』のとおり。

(1) 仮想インターネット閲覧システム一式

必要数分のライセンス、ソフトウェア一式を納品すること。

(2) 端末設定、ユーザ管理等に関する作業手順書

① LGWAN 接続系端末から閲覧する際に必要となる環境一式

② 上記について、職員のみで実施できるよう、作業手順書を作成すること

(3) システム構成に関する完成図書

その他、「11. 完成図書」に指定する提出物

10. 完了検査

成果物の納品時に、明石市による完了検査を受けること。なお、不備等があった場合には、直ちに補正し、再検査を行い、検査合格をもって構築作業の完了とする。

(次ページに続く)

11. 完成図書

本賃貸借に関する報告として、構築終了後、完成図書を明石市に提出し、完了検査を受けること。

(1) 完成図書の表紙書式は、下記のとおりとする。

- ① 完成図書の構成は、A-4版 折り曲げA-4版装填目次付とする。
- ② 1冊の幅が60mmを限度とし、それを越える場合は適時分冊とする。
- ③ 完成図書は、正・副の2部を明石市に提出すること。

令和 4 年 度 △ △ △ △ △ △ △ △ △ 完 成 図 書 □ / □ ○ ○ ○ ○	令和4年度 △ △ △ △ △ △ △ △ △ 完成図書 □ / □ ○ ○ ○ ○
---	--

※1 「△△△・・・」は、賃貸借件名「仮想インターネット閲覧システム」

※2 「□/□」は、本分冊の番号/完成図書全冊数

※3 「○○○○」は、受注者名称

(2) 完成図書は、下記の書類を含むものとする。

システム構成、ネットワーク接続図（端末サーバ間通信内容）、管理データに関する書類

12. 書類納品物の規格

全ての書類について、下記に示す規格にて明石市に提出すること。

- (1) 提出書類のサイズは全て A4・A3(A4 綴じ)を標準とする。
- (2) 提出書類については、全て 2 部の提出（1 部は明石市が確認を行った後、控えとして返却を行う）とし、完成図書提出時には併せて全ての提出書類の電子データを 1 部提出すること。
- (3) 電子データの提出規格については、下記のとおりとする。
 - ・文書 WORD(.doc , .docx)
 - ・表計算 EXCEL(.xls , .xlsx)
 - ・イメージ Acrobat(.pdf)

13. 作業に関する一般事項

- (1) 本業務を実施するにあたっては、作業日時、作業時間、作業方法等を発注者の担当者と十分協議すること。
- (2) 現場の作業環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して調査・作業に従事する者の安全を図ること。
- (3) この仕様書に明記されていない場合でも、業務の実施上必要な事項は委託者が指示するところに従って受託者の負担により制作・納品すること。

14. 作業の一時中止

発注者は、受注者の仕様書内容に反して本業務を続行した場合、及び、発注者の担当者が事故防止上危険と判断した場合には、作業の一時中止を命ずることができる。

15. 損害賠償及び補償

受注者は、本業務にあたり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときはその復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

16. 機能停止の承認

受注者は、業務上やむを得なく設備の機能を停止しようとするときは、予め発注者の承認を得なければならない。

17. 秘匿義務

本業務の遂行にあたり、関係図書等の閲覧による内部情報の情報漏洩により本市に重大な損害を与えることのないよう知り得た情報の秘匿義務を負うものとする。

18. その他

- (1) 受注者は作業中、受注者であることが判るように名札又は社員証を着用する事
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときは、発注者と協議を行い、解決したうえで本業務を実施するものとする。

以 上